

各位

2022年11月8日  
三菱製鋼株式会社

## 「三菱製鋼グループ人権方針」制定のお知らせ

三菱製鋼株式会社（代表取締役社長執行役員 山口 淳）はこのたび、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「三菱製鋼グループ人権方針」を制定しました。

当社グループでは、経営理念に「人を活かす経営」を掲げるとともに、人権の尊重が事業活動の基本であるという考えのもと、従来より人権尊重の取り組みを推進してまいりましたが、今般、近年の国際社会における「人権」に対する意識の変化やステークホルダーからの要請の高まりに応え、国際規範を踏まえた方針を新たに作成しました。

当社グループでは、本方針を人権に関する最上位の方針として、事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任を果たしてまいります。

<本件に関するお問い合わせ>

広報・IR部 03-3536-3118

以 上

## 三菱製鋼グループ人権方針

三菱製鋼グループは、経営理念に「人を活かす経営」を掲げています。人権の尊重が事業活動の基本であるという考えのもと、「三菱製鋼グループ企業行動指針」、「三菱製鋼グループ行動規範」、「サステナビリティに関する基本方針」に基づき、「三菱製鋼グループ人権方針」（以下、「本方針」）を定めました。

三菱製鋼グループ行動規範に明記している、あらゆる人権を尊重する基本姿勢に基づき、本方針を人権に関する最上位の方針として、事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任を果たしていきます。

### 1. 人権尊重に関連する国際規範並びに法令の尊重及び遵守

三菱製鋼グループは、人権尊重が企業の重要な社会的責任であることを認識し、「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」並びに「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」）、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」等の人権に関する国際規範を支持・尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権尊重の取り組みを推進します。また、三菱製鋼グループは、事業活動に関わるすべての国・地域の法規制を遵守します。当該国・地域の法規制と人権に関する国際規範との間に矛盾がある場合には、当該国・地域の法規制を遵守しつつ、国際的に認められた人権の尊重に向けて最大限努めていきます。

### 2. 適用範囲

本方針は、三菱製鋼グループのすべての役員および従業員（正社員、契約社員、派遣社員を含む）に適用されます。また、サプライチェーンを構成する取引先を含むすべてのビジネスパートナーの皆様にも、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

### 3. 人権尊重の責任

三菱製鋼グループは、事業活動を通じて直接または間接的にステークホルダーの人権に影響を与える可能性を認識しています。差別およびハラスメントの禁止、強制労働及び児童労働の排除、健康で安全に働ける労働環境の提供を含む責任ある労働慣行その他一切のステークホルダーの国際的に認められた人権について、自らの事業活動において当該人権への負の影響が実際に生じた場合または潜在的に生じる可能性がある場合には、その防止・軽減に努め、是正に向けて適切に対処してまいります。また、三菱製鋼グループのサプライチェーンを構成する取引先を含むビジネスパートナーが人権への負の影響の発生に関与している場合には、人権を尊重し侵害しないための適切な対応をとるよう働きかけを行うなど、間接的にも人権侵害に加担ないし関与することがないように努めていきます。

#### 4. 人権に関するガバナンス・推進体制

三菱製鋼グループは、代表取締役社長執行役員を委員長とする「サステナビリティ委員会」にて人権課題についての対応方針、施策等を議論の上、本方針の遵守状況と人権尊重の取組内容について定期的に取り締役に報告し、取締役会の監督のもと人権尊重の取り組みを推進します。

#### 5. 人権デュー・ディリジェンス

三菱製鋼グループは、人権尊重の責任を果たすため、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、事業活動やサプライチェーンにおける人権への実際の又は潜在的な負の影響を特定・評価し、当該負の影響の防止・軽減を図るための取り組みを継続的に遂行します。また、その取り組みの実効性を確認し、継続的に改善するために、実施した取り組みの効果を追跡評価し、人権尊重の取組内容を適時・適切に開示していきます。

#### 6. 是正・救済

三菱製鋼グループは、事業活動を通じて人権に対する負の影響を引き起こし、助長し、その他負の影響に関与したことが判明した場合には、原因究明と再発防止に向けて適切な手段を通じて、その是正・救済に取り組みます。また、是正・救済に向けて継続的に実効性のある相談体制を維持・発展させていきます。

#### 7. ステークホルダーとの対話や協議

三菱製鋼グループは、事業活動による人権に関する負の影響の特定・評価及び対応措置等を含む人権尊重の取り組みについて、影響を受けるステークホルダーの視点で評価・見直しをすることが重要であると認識しており、ステークホルダーや社外有識者との対話・協議を継続的に実施していきます。

#### 8. 情報開示

三菱製鋼グループは、人権尊重の取り組みに関し、ホームページ等に適切に開示していきます。

#### 9. 人権方針の周知浸透・教育

三菱製鋼グループは、本方針を社内に浸透させるため、必要な手続の中に本方針の考えを反映するとともに、役員・従業員に定期的に人権に関する研修の実施を継続し、人権を尊重する文化の醸成に努めていきます。

本方針は、三菱製鋼株式会社の取締役会において承認されています。

2022年11月8日制定